

この表の見方

(1) この調は、平成 27 年 5 月 15 日付け総財務第 99 号をもって照会した「平成 26 年度 地方財政状況調査等について」のうち、「第 6 表 市町村税の徴収実績」を集計編さんしたものである。

この表において「標準税率超過調定済額」とは、合計額の内数である。

(2) この表において「大都市分」とは、東京都特別区、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市分を合計したものである。

(3) この表の市町村税には、東京都が都税として徴収している市町村税相当分を含む。

なお、東京都分については、東京都が都税として徴収している市町村税相当分と特別区が徴収している特別区分とに分けて掲げてある。

(4) 都道府県別税目別市町村税の徴収実績は、大都市分、その他の都市分、町村分の合計である。